

答申第173号
平成27年4月9日

神戸市長
久元喜造様

神戸市情報公開審査会
会長 米澤 広一

神戸市情報公開条例第19条の規定に基づく諮問について
(答 申)

平成26年9月26日付神産経工第695号により諮問のありました下記の件について、別紙のとおり答申します。

記

「KOBEDesign塾 2014」企画・運営業務に関する「委託事業者の企画提案書」及び「選考会議の資料」の部分公開決定に対する不服申立てについての諮問

1 審査会の結論

「委託事業者の企画提案書」及び「選考会議の資料」について行われた部分公開の決定は、妥当である。

2 異議申立ての趣旨

(1) 異議申立人（以下「申立人」という。）は、神戸市情報公開条例（以下「条例」という。）に基づき、以下の公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。

「KOBEDesign塾 2014 企画・運營業務委託事業者の選考に関する以下の書面

①落札業者が提出した応募書類一式

②審査会で作成した議事録及び採点表一式」

(2) 市長（以下「実施機関」という。）は、本件請求に対して、「KOBEDesign塾 2014」企画・運營業務に関する「委託事業者の企画提案書」（以下「本件公文書①」という。）及び「選考会議の資料」（以下「本件公文書②」という。）を特定し、本件公文書①のうち特定個人の氏名、メールアドレス、生年月日、出身地及び経歴並びに事業費内訳を、また、本件公文書②のうち落選した事業者名を非公開とし、その余を公開とする部分公開の決定（以下「本件決定」という。）を行った。

(3) これに対し、申立人は、本件決定において非公開とされた情報の公開を求めて異議申立てを行った。

なお、意見書の記載内容及び意見陳述の際に本審査会が確認したところによると、申立人は、本件決定で非公開とされた情報のうち、特定個人の氏名、メールアドレス、生年月日、出身地及び経歴の非公開については争っていない。

3 申立人の主張

申立人の主張を、平成 26 年 9 月 1 日受付の異議申立書、平成 26 年 11 月 12 日受付の意見書及び平成 27 年 2 月 20 日の意見陳述から要約すれば、概ね以下のとおりである。

(1) 条例は第 1 条において、市民の知る権利を尊重し、市の保有する情報の一層の公開を行い、及び市の諸活動を市民に説明する責務が全うされるようにするとともに、市民の市政への参加及び協働のまちづくりを推進し、もって地方自治の本旨に即した市政の実現に資することを目的としている。そして条例第 10 条は、請求があった文書は非公開情報のいずれかが記載されている場合を除き、原則として公開しなければならないとしている。

(2) 実施機関の非公開理由説明書は、落札業者の「企画提案書（事業費内訳を含む）」及び「選考会議の資料」が、条例第 10 条第 2 号アに該当するため、非公開としている。

- (3) しかしながら、そもそも、「入札」はその性質上公正に行われなければならない、行政庁・事業者双方が公正性を証明する責務がある。

したがって事業者は、入札に参加した段階で企画提案書が公開されることを受認しているというべきである。特に落札業者にとっては、その公正性立証責務は重く、情報の秘匿は落札者の正当な利益にはなりえない。すなわち、企画提案書が公開されることによる法人に対する何らかの影響は是非を問わず反射的な効果であって、法人の競争的地位又は利益が害されたとはいえず、条例第 10 条第 2 号に規定する非公開情報に該当しない。

- (4) 選考会議の資料についても上記と同様で、「選考」は公正に行われなければならない、行政庁は公正性について証明する責務があり、他方、事業者には公正な選考が実施されたことを確認する権利がある。

そして事業者は、入札に参加した段階で他社と比較されることを受認しているというべきで、情報の秘匿は事業者の正当な利益には該当しない。仮に選考会議の資料が公開されることにより、入札事業者に何らかの影響があったとしても、それは反射的な効果に過ぎず、法人の競争的地位又は利益が害されたとはいえず、事業者の企画能力や事業遂行能力など社会的な評価に影響を与える「恐れがあることも否めない」という極めて漠然とした可能性による該当性判断により条例第 10 条第 2 号に規定する非公開情報に該当すると認定することは許されない。

- (5) よって、本件については、個人が特定できる情報及び印影等を除いては全面公開すべきである。

4 実施機関の主張

実施機関の主張を、平成 26 年 10 月 17 日付の非公開理由説明書及び平成 27 年 1 月 26 日の事情聴取から要約すれば、概ね以下のとおりである。

- (1) 部分公開とした公文書について

ア 本件公文書①

本文書は、選定事業者が「KOBEDesign塾 2014」企画・運営業務の委託事業者公募に対して作成し、平成 26 年 8 月に産業振興局経済部工業課宛に提出したもので、募集要領であらかじめ指定された内容に沿ったものである。

イ 本件公文書②

本文書は、平成 26 年 8 月に「KOBEDesign塾 2014」企画運営業務委託事業者募集選考会議（以下「選考会議」という。）の事務局である産業振興局経済部工業課が作成したもので、当該事業の委託事業者を選定するにあたり、応募した 3 社について採点表など選考会議の審議結果が記載されたものである。

- (2) 非公開とした具体的理由について

ア 事業費内訳書における「事業費内訳」（本件公文書①）

事業者がどのような項目に費用を投入して、業務を遂行しようとしているかという情報は、当該事業者にとって業務遂行能力や実現可能性を計数的に表現したものとみることができる。これら積算上の情報は、当該事業者の経営ノウハウを生かした財務経理に関する情報であり、通常秘匿したい情報であるとみるのが相当であることから、条例第10条第2号アに該当すると判断し、非公開としたものである。

イ 評価結果集計表及び企画評価集計表における「落選した事業者名」(本件公文書②)

採点表を開示しているため、選定事業者以外の事業者名を公表すると、これらに対する評価内容が明らかになるが、各事業者にとって他社より低い評価をつけられたことは通常知られたくないと思われ、秘匿したい情報とみるのが相当である。

また、この種の情報は本件応募提案に対する評価にとどまらず、当該団体の企画能力や事業遂行能力など、社会的な評価に影響を与える恐れがあることも否めないことから、条例第10条第2号アに該当すると判断し、非公開としたものである。

5 審査会の判断

(1) 本件公文書について

本件公文書①は、「KOBEDesign塾2014」企画・運営業務の委託事業者の公募に対して、応募事業者が実施機関に提出した企画提案書のうち、選定された事業者が作成したものである。選定された事業者が当該業務を実施するにあたっての、実施体制や事業費内訳等の提案内容が記載されている。

本件公文書②は、同業務の委託事業者を選定するにあたり開催された選考会議の資料であり、実施機関の作成によるものである。応募した事業者ごとの評価点数等が記載されている。

(2) 争点

実施機関は、本件公文書①のうち「特定個人の氏名、メールアドレス、生年月日、出身地及び経歴」を条例第10条第1号アに該当するとして、また、本件公文書①のうち「事業費内訳」及び本件公文書②のうち「落選した事業者名」を条例第10条第2号アに該当するとして、それぞれ非公開とする決定を行った。これに対し、申立人は、「事業費内訳」及び「落選した事業者名」を公開すべきであると主張している。

したがって、本件における争点は、「事業費内訳」及び「落選した事業者名」の条例第10条第2号ア該当性である。

以下、検討する。

(3) 「事業費内訳」(本件公文書①)について

実施機関が非公開としている「事業費内訳」とは、事業費の詳細な積算内訳が記載された部分である。

本審査会が見分したところ、本件公文書①の一部に事業費内訳書があり、謝金、旅費、会議費、会場借料等の経費項目、項目ごとの詳細な積算内訳、金額が記載されている。このうち非公開とされたのは、項目ごとの詳細な積算内訳であり、それ以外の

部分は公開されている。非公開部分には、講師謝金や旅費等の単価、人数、回数といった具体的な数字が記載されている。

こうした計画段階における事業費の詳細な積算内訳は、事業者としての事業運営の方針や経営戦略を数字で表現したものであり、当該事業者の経営ノウハウが反映されたものといえる。通常、これらの情報が競合他社に知られた場合、模倣されることによって当該事業者の事業優位性が失われるおそれは否定できない。

したがって、非公開とされた「事業費内訳」は、公にすると当該事業者の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあり、条例第10条第2号アに該当すると認められる。

(4) 「落選した事業者名」(本件公文書②)について

本審査会が見分したところ、本件公文書②の評価結果集計表及び企画評価集計表は、応募した各事業者の提案に対する評価点数や選考委員の意見等が記載されたものである。このうち実施機関が非公開としたのは「落選した事業者名」であり、それ以外の評価点数等の部分は公開されている。

仮に「落選した事業者名」を公にすると、特定された落選事業者に対する評価点数等を明らかにする結果となるが、事業者にとって落選の際の評価は、本件応募提案に対する評価にとどまらず、当該事業者の業務遂行能力や資金力に不安があるとみられるおそれがあるなど、社会的評価の低下を引き起こす可能性が否定できない。

したがって、非公開とされた「落選した事業者名」は、公にすると当該事業者の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあり、条例第10条第2号アに該当すると認められる。

(5) 結論

以上のことから、冒頭の審査会の結論のとおり判断する。

(参 考) 審査の経過

| 年 月 日 | 審査会 | 経 過 |
|-------------|----------|------------------------------|
| 平成26年9月26日 | — | * 諮問書を受理 |
| 平成26年10月17日 | — | * 実施機関から非公開理由説明書を受理 |
| 平成26年11月12日 | — | * 異議申立人から意見書を受理 |
| 平成27年1月26日 | 第284回審査会 | * 実施機関の職員から非公開理由等を聴取 * 審議 |
| 平成27年2月20日 | 第285回審査会 | * 異議申立人から意見を聴取 * 審議 |
| 平成27年3月23日 | 第286回審査会 | * 審議 |